平成３０年（フ）第３６号
宮崎県都城市上長飯町44号２番地　丸久第13コーポ106
債務者　岩佐　理絵
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第４１号
宮崎県都城市下川東３丁目11号16番地２
債務者　中野　匠
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第４２号
宮崎県都城市菖蒲原町25号３番地１　あやめパナハイツ１－２
債務者　中村　麻紀
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第４３号
宮崎県小林市堤2969番地11
債務者　大脇　雅之
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第４５号
宮崎県都城市庄内町12993番地27
債務者　上山　功男
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第４６号
宮崎県都城市庄内町12993番地27
債務者　上山　直美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１９号
福島県須賀川市桜岡103番地　市営１－103号
債務者　鈴木　明夫
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
佐賀県鳥栖市田代外町698番地５　エスポワールⅠ番館102
債務者　中山　卓也
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
佐賀市鍋島町大字蛎久50番地　市営植木団地Ｂ１－１号
債務者　島川　辰男
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
和歌山市吉礼256番地８
債務者　須田　翔子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４６号
和歌山県岩出市中黒33番地
債務者　味村デザイン事務所ことアベル・システムこと　味村　誠吾
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４９号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸332番地２三幸プラザ貴志川403号室
債務者　田伏麻由子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５１号
和歌山市栄谷959番地207、申立時の住所和歌山市榎原223番地38
債務者　冨重久美子（旧姓吉田・小山）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２２９号
神戸市灘区船寺通２丁目３番17号　原田マンション32号
債務者　小川　竜之
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３２号
神戸市兵庫区荒田町４丁目19番14号
債務者　室賀舞由美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５号
青森市佃２丁目24番10号　コーポフラワー２階
債務者　和島　浩
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番１－201号
債務者　中島あさ子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部